

令和2年第1回  
福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

令和2年2月

福島県後期高齢者医療広域連合議会

令和2年第1回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

1	招集告示	1
2	招集年月日	1
3	招集の場所	1
4	会議の時刻	1
5	応招議員	1
6	不応招議員	1
7	出席議員	1
8	欠席議員	1
9	地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
10	議事日程	2
11	本日の会議に付議した事件	2
12	会議の経過	3
	(1) 開会の宣告	3
	(2) 諸般の報告	3
	(3) 議席の指定	3
	(4) 議席の一部変更	4
	(5) 会議録署名議員の指名	4
	(6) 会期の決定	4
	(7) 副議長の選挙	4
	(8) 議案第1号ないし第9号、同意第1号の提出	5
	(9) 提案理由の説明	5
	(10) 議案第1号の説明、採決	7
	(11) 議案第2号ないし第5号の説明、採決	8
	(12) 議案第6号の説明、採決	10
	(13) 議案第7号ないし第9号の説明、採決	10
	(14) 同意第1号の説明、採決	14
	(15) 閉会及び閉議の宣告	15

## 1 招集告示

福島県後期高齢者医療広域連合告示第1号

令和2年第1回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年1月17日

福島県後期高齢者医療広域連合長 木 幡 浩

- (1) 日 時 令和2年2月20日(木) 午後2時00分
- (2) 場 所 杉妻会館 4階 「牡丹」

## 2 招集年月日

令和2年2月20日

## 3 招集の場所

杉妻会館 4階 「牡丹」

## 4 会議の時刻

令和2年2月20日 午後2時06分開会、午後2時52分閉会

## 5 応招議員

5番 澤村和明君	6番 星 學君	7番 宮田秀利君
10番 菅原修一君	11番 今村 裕君	12番 渡辺由紀雄君
13番 片平秀雄君	14番 古川庄平君	15番 大縄武夫君
16番 渡邊一夫君		

## 6 不応招議員

1番 品川萬里君	2番 清水敏男君	3番 遠藤忠一君
4番 須田博行君	8番 菅野典雄君	9番 清川雅史君

## 7 出席議員

「5 応招議員」に同じ。

## 8 欠席議員

「6 不応招議員」に同じ。

## 9 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	木 幡 浩 君	会計管理者	佐 藤 博 美 君
事務局長	河 野 義 樹 君	事務局次長	町 島 齊 君
総務課長	新 関 明 君	業務課長	関 根 修 君

## 10 議事日程

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 議席の指定
- 日程第 3 議席の一部変更
- 日程第 4 会議録署名議員の指名
- 日程第 5 会期の決定
- 日程第 6 副議長の選挙
- 日程第 7 議案第1号ないし第9号、同意第1号の提出
- 日程第 8 提案理由の説明
- 日程第 9 議案第1号 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第2号 福島県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第3号 福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第4号 福島県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第5号 福島県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第6号 福島県後期高齢者医療広域連合第三次広域計画の一部改定について
- 日程第15 議案第7号 令和元年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第8号 令和2年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 日程第17 議案第9号 令和2年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第18 同意第1号 福島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて

## 11 本日の会議に付議した事件

「10 議事日程」に同じ。

## 1 2 会議の経過

### (1) 開会の宣告

**議長（今村 裕君）** ただいま、出席議員が定足数に達しておりますので、これより「令和2年第1回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会」を開会いたします。

ご報告いたします。品川 万里 君、清水 敏男 君、遠藤 忠一 君、須田 博行 君、清川 雅史 君、菅野 典雄 君、より欠席の届け出がありました。

直ちに本日の会議を開きます。

(午後2時06分)

### (2) 諸般の報告

**議長（今村 裕君）** 日程第1「諸般の報告」を行います。

7月定例会以後に議員の異動がありましたので報告いたします。

令和元年7月9日に、筒井 孝充 君が任期満了となりました。

これにより、令和元年7月2日告示の補欠選挙が執行され、菅原 修一 君が当選されました。

令和元年7月31日に、渡辺 由紀雄 君が任期満了となりました。

これにより、令和元年7月25日告示の補欠選挙が執行され、渡辺 由紀雄 君が当選されました。

令和元年8月6日に目黒 章三郎 君が、令和元年9月14日に下山田 和雄 君が、令和元年9月26日に添田 勝幸 君が、任期満了となりました。

これにより、令和元年9月11日告示の補欠選挙が執行され、清川 雅史 君、澤村 和明 君、大縄 武夫 君が当選されました。

令和元年10月13日に、片平 秀雄 君が任期満了となりました。

これにより、令和元年10月11日告示の補欠選挙が執行され、片平 秀雄 君が当選されました。

令和元年11月19日に、菊池 正文 君が任期満了となりました。

これにより、令和元年11月14日告示の補欠選挙が執行され、渡邊 一夫 君が当選されました。

### (3) 議席の指定

**議長（今村 裕君）** 次に、日程第2「議席の指定」を行います。

会議規則第4条第1項の規定により、今回補欠選挙において当選された澤村 和明 君を5番、清川 雅史 君を9番、菅原 修一 君を10番、渡辺 由紀雄 君を12番、片平 秀雄 君を13番、大縄 武夫 君を15番、渡邊 一夫 君を16番に指定いたします。

#### (4) 議席の一部変更

議長(今村 裕君) 次に、日程第3「議席の一部変更」を行ないます。

今回新たに当選された澤村 和明 君の議席に関連し、会議規則第4条第2項の規定により議席の一部を変更します。

星 學 君の議席を5番に、宮田 秀利 君の議席を6番に、澤村 和明 君の議席を7番に、それぞれ変更します。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。変更した議席は、お手元に配布しております変更議席表のとおりです。この際、議席の移動をお願いします。

#### (5) 会議録署名議員の指名

議長(今村 裕君) 次に、日程第4「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員に5番 星 學 君、16番 渡邊 一夫 君を指名いたします。

#### (6) 会期の決定

議長(今村 裕君) 次に、日程第5「会期の決定」を議題といたします。

本定例会の会期は本日1日間とし、会期中の日程につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりとすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(今村 裕君) ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。

#### (7) 副議長の選挙

議長(今村 裕君) 次に、日程第6「副議長の選挙」を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第292条で準用する同法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思えます。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(今村 裕君) ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(今村 裕君) ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。それでは、指名します。副議長に、片平 秀雄 君を指名します。

お諮りいたします。ただいま、議長が指名しました片平 秀雄 君を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(今村 裕君) ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました片平 秀雄 君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選された 片平 秀雄 君が議場におられますので、当選を告知します。片平 秀雄 副議長、前方の演壇へ登壇願います。

(片平副議長登壇)

**副議長(片平 秀雄君)** ただいま、皆様のご推挙によりまして、副議長を仰せつかりました桑折町の片平秀雄でございます。

今村議長を補佐し、円滑な議会運営を図ってまいりたいと考えておりますので、皆様のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。

(片平副議長降壇)

#### (8) 議案第1号ないし第9号、同意第1号の提出

**議長(今村 裕君)** 次に、日程第7「議案第1号ないし第9号、同意第1号」の提出を行います。

ただいま、広域連合長から議案の提出がありました。

議案は、先にお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

#### (9) 提案理由の説明

**議長(今村 裕君)** 次に、日程第8「提案理由の説明」を行います。

「議案第1号ないし第9号、同意第1号」を一括して議題といたします。

広域連合長より、提案理由の説明を求めます。広域連合長。

**広域連合長(木幡 浩君)** 本日、ここに、令和2年第1回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を招集しましたところ、ご参集を賜り厚く御礼申し上げます。

本定例会に提出いたしました案件は、条例に係る議案が5件、福島県後期高齢者医療広域連合第三次広域計画の一部改定に係る議案が1件、令和元年度補正予算に係る議案が1件、令和2年度当初予算に係る議案が2件、特別職の選任に係る同意案件が1件の、合わせて10件であります。

提案理由に先立ちまして、後期高齢者医療制度に関し広域連合長として制度運営に対する所信を申し上げ、ご理解とご協力を賜りたいと存じます。

後期高齢者医療制度は施行より12年が経過しようとしています。この間、構成市町村のご協力の下、適正な運営により75歳以上の医療保険として定着してきたものと考えております。

一方、急速な高齢化や医療の高度化に伴い、医療給付費が増加しており、国においては国民皆保険制度の維持と持続可能な医療保険制度を構築するための取り組みが進められております。

このような中、被保険者に対しては負担能力等に応じた負担を求める観点から、段階的に保険料軽減特例制度の見直しが実施されているところです。

本広域連合といたしましては、このような見直しが被保険者の負担に直接結びつくものであることから、被保険者をはじめとする県民の皆様に対して、丁寧な説明に努めてまいります。

次に、保険料率の改定について申し上げます。

後期高齢者医療制度では、今後見込まれる医療給付費に見合う保険料収入を確保し、健全な財政運営を維持するため2年ごとに見直しを行うこととなっています。

令和2・3年度の保険料率につきましては、県内の被保険者数の推移や診療報酬改定による影響を含めて医療給付費の推計等を行い、保険料率を算定いたしました。

次に、医療費適正化の取り組みについて申し上げます。

従来から実施しております医療機関からの請求内容の点検や、被保険者に対する医療費のお知らせによる啓発に加え、交通事故等による第三者行為求償の強化やジェネリック医薬品の使用促進、はり・きゅう、あんま・マッサージ療養費の受領委任制度導入等により引き続き医療費の適正化に努めて参りたいと考えております。

次に健康の保持・増進の取り組みについて申し上げます。

現在、4月から開始される高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の準備を進めております。

一体的実施にあたっては、広域連合と構成市町村が連携を密にすることが重要であるとの認識の下、地域の健康課題等の分析結果を市町村に提供するなど支援を行ってまいりたいと考えております。

また、平成29年度に策定した「第2期保健事業実施計画」の一部を改定し、加齢に伴うフレイル対策事業や生活習慣病の重症化予防事業を市町村と一体的に行うことにより、要介護状態への進行を防止し、在宅で自立した生活を続けられるようにして参りたいと考えております。

以上、後期高齢者医療制度について申し上げますが、今後も、健全な財政運営と医療保険制度の安定的な運営を図り、高齢者の皆様が安心して医療を受けられるよう、関係各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

それでは、提案理由の説明を行います。

「議案第1号 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。令和2年度及び令和3年度の保険料の所得割率、被保険者均等割額及び賦課限度額の改正を行うとともに、保険料の軽減措置の対象を拡大するため所要の改正を行うものであります。

「議案第2号 福島県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定により、一般職及び特別職に属する地方公務員の定義が改められたことから、文言の整理を行うため、所要の改正を行うものであります。

「議案第3号 福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。人事評価に基づく勤務成績に応じた職員の昇給等を行うとともに、高年齢層の職員の人件費を抑制する等のため、所要の改正を行うものであります。

「議案第4号 福島県後期高齢者医療広域連合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を

図るための関係法律の整備に関する法律の公布により、地方公務員法の一部改正に基づく規定の整備を行う等のため、所要の改正を行うものであります。

「議案第5号 福島県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の制定について」であります。適正な公務運営を確保するため、広域連合に採用された職員にも義務付けられているサービスの宣誓について、地方公務員法第31条の規定に基づき、条例を制定するものであります。

「議案第6号 福島県後期高齢者医療広域連合第三次広域計画の一部改定について」であります。高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施が令和2年度より実施されるにあたり、被保険者の様々な状況に応じた効果的で効率的な保健事業を推進するほか、市町村との役割分担や連携内容を明らかにするため広域計画の一部を改定するものであります。

「議案第7号 令和元年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」であります。療養給付費等の増により歳入歳出予算の総額から、歳入歳出、それぞれ5億5,717万1千円を増額し、歳入歳出予算の総額を、2,490億9,138万9千円とするものであります。

「議案第8号 令和2年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」であります。歳入歳出予算の総額を前年比1億5,680万8千円減となる、7億2,704万5千円とするものであります。

「議案第9号 令和2年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」であります。歳入歳出予算の総額は、前年比18億2,511万7千円増となる2,408億7,998万9千円とするものであります。

「同意第1号 福島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて」であります。広域連合議会議員のうちから選任した監査委員の任期満了に伴い、後任の監査委員の選任の同意を求めるものであります。

以上、10件についての提案理由の説明といたします。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

#### (10) 議案第1号の説明、採決

**議長(今村 裕君)** 次に、日程第9「議案第1号 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

**事務局長(河野 義樹君)** 議案第1号「福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定」について説明いたします。

資料1と書かれました「議案説明資料」の1ページをお開きください。

令和2年度・3年度の保険料率(案)については、前段の議会運営協議会において説明いたしましたとおり、令和2年度・3年度の保険料の賦課に向け、根拠となる本条例の規定中、保険料の所得割率、被保険者均等割額、賦課限度額を引き上げるとともに、保険料の5割軽減及び2割軽減の所得基準額を改め、軽減対象を拡大するものです。

また、併せて、条文中の文言や規定の整理等を行うものです。

施行日は、令和2年4月1日です。  
議案第1号の説明は、以上です。  
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

**議長（今村 裕君）** それでは、議案第1号の質疑を行います。  
質疑をなさる方はございますか。

（「なし」の声あり）

**議長（今村 裕君）** 無いようですので、これより討論に入ります。  
討論をされる方はございますか。

（「なし」の声あり）

**議長（今村 裕君）** 無いようですので、これより採決いたします。  
議案第1号は、これを原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（今村 裕君）** ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

#### (11) 議案第2号ないし第5号の説明、採決

**議長（今村 裕君）** 次に、日程第10「議案第2号 福島県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、日程第11「議案第3号 福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、日程第12「議案第4号 福島県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、及び日程第13「議案第5号 福島県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の制定について」は、関連がありますので一括議題にしたいと思っております。  
一括議題とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（今村 裕君）** ご異議なしと認め、一括議題といたします。  
事務局より説明を求めます。事務局長。

**事務局長（河野 義樹君）** 議案第2号「福島県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」について説明いたします。説明資料の17ページをお開きください。

制定の趣旨は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、一般職及び特別職に属する地方公務員の定義が改められたことから、法律に整合させるため所要の改正を行うものです。

改正内容は、報酬及び費用弁償の支給対象となる特別職の職員のうち、法の規定により設置された附属機関の委員と任意に設置した協議会等の委員について区分して規定するものです。

その他、整理した文言に対応する別表中の文言を整理するものです。

施行日は、令和2年4月1日です。

議案第2号の説明は以上です。

次に議案第3号「福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について説明いたします。説明資料の22ページをお開きください。

制定の趣旨は、令和2年度から任期付職員や会計年度任用職員を任用するため、任用の根拠の一つとなる給与条例について、所要の改正を行うものです。

主な内容は、職員の昇給基準を「良好な成績」から人事評価制度に基づく「勤務成績」へと改めること。昇給時の号給数を4号給とすること。高年齢層の職員の人件費抑制のため、昇給年齢要件を55歳までとし、勤務成績要件を「良好」から「特に良好」へと改めるものです。

その他、本条例の制定に伴い、関係条例の一部を改正するものです。

施行日は、令和2年4月1日です。

議案第3号の説明は以上です。

次に議案第4号「福島県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例」について説明いたします。説明資料の30ページをお開きください。

制定の趣旨は、「成年被後見人等の権利整備法」の制定による地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

内容は、同法に規定する欠格条項から成年被後見人等が削除されたことから、同法の規定を引用する条例の規定を改めるものです。

施行日は、公布の日です。

議案第4号の説明は以上です。

次に議案第5号「福島県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例」について説明いたします。説明資料の33ページをお開きください。

制定の趣旨ですが、広域連合の職員は、派遣元の自治体においてサービスの宣誓を行っていることから、サービスの宣誓に関する条例を制定していませんでしたが、令和2年度から任期付職員や会計年度任用職員を任用することになるため、地方公務員法の規定に基づき、本条例を制定するものです。

内容は、「宣誓の方法」「会計年度任用職員の取扱い」「緊急事態時における宣誓前の職務の有効性」「給与の支払行為の制限」等について規定するものです。

施行日は、令和2年4月1日です。

議案第2号、第3号、第4号、第5号の説明は以上です。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

**議長（今村 裕君）** それでは、議案第2号ないし議案第5号の質疑を行います。

質疑をなさる方はございますか。

（「なし」の声あり）

**議長（今村 裕君）** 無いようですので、これより討論に入ります。

討論をされる方はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（今村 裕君） 無いようですので、これより採決いたします。

議案第2号ないし第5号は、これを原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（今村 裕君） ご異議なしと認めます。よって、議案第2号ないし第5号は、原案のとおり可決されました。

#### (12) 議案第6号の説明、採決

議長（今村 裕君） 次に、日程第14「議案第6号 福島県後期高齢者医療広域連合第三次広域計画の一部改定について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（河野 義樹君） 議案第6号「福島県後期高齢者医療広域連合第三次広域計画の一部改定」について説明いたします。説明資料の34ページをお開きください。

改定の趣旨は、令和2年度から始まる「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」にあたり、市町村との役割分担や連携内容について広域計画に明記するものです。

主な内容は、高齢者の特性に応じた保健事業の必要性や保険者としての課題等を追記しまた一体的実施に合わせて、広域連合と市町村との事務分担を一部改めるものです。

議案第6号の説明は以上です。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（今村 裕君） それでは、議案第6号の質疑を行います。

質疑をなさる方はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（今村 裕君） 無いようですので、これより討論に入ります。

討論をされる方はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（今村 裕君） 無いようですので、これより採決いたします。

議案第6号は、これを原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（今村 裕君） ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

#### (13) 議案第7号ないし第9号の説明、採決

議長（今村 裕君） 次に、日程第15「議案第7号 令和元年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」、日程第16「議案第8号 令和2年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」、及び日程第17「議案第9号 令和2年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」は、関連がありますので一括議題にしたいと思います。

一括議題とすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長 (今村 裕君)** ご異議なしと認め、一括議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

**事務局長 (河野 義樹君)** 議案第7号「令和元年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」について説明いたします。説明資料の41ページをお開きください。

歳入の主な補正内容を申し上げます。まず、第1款「市町村支出金」は2億6,400万円余の「減」ですが、これは保険料軽減額の「増」に伴い、市町村が支出すべき「後期高齢者医療保険料」が「減」となったことなどによるものです。

次に第2款「国庫支出金」は3,700万円余の「増」ですが、これは、保険給付費の増に伴い「療養給付費負担金」が「増」となり、また国の交付額決定により「調整交付金」が「増」となった一方で、「後期高齢者補助金」は「減」となりましたが、トータルでは増となったものです。

次に第3款「県支出金」は3,700万円余の増ですが、これは保険給付費の「増」に伴う「療養給付費負担金」の増などによるものです。

次に第4款「支払基金交付金」は7億7,300万円余の増ですが、これは現役世代からの支援金で、保険給付費の「増」によるものです。

次に第9款「諸収入」は2,600万円余の減ですが、これは、交通事故等、第三者の加害行為により給付した医療給付を加害者に求償する「第三者納付金」の「減」などによるものです。

続いて「歳出」について、説明いたします。42ページをお開きください。

第1款「総務費」は6,300万円余の「減」ですが、これはレセプト二次点検業務委託にかかる契約請差による委託料の「減」などによるものです。

次に第2款「保険給付費」は15億400万円余の「増」ですが、これは、給付実績及び見込みによる「療養の給付費」の「増」、「高額療養諸費」の「減」などによるものです。

次に第4款「保健事業費」は、事業費確定により1,980万円余を減額するものです。

次に第6款「諸支出金」は、平成30年度の「療養給付費市町村負担金」が確定したことから、償還金として1億2,900万円余を追加するものです。

次に第7款「予備費」は9億9,300万円余の減ですが、これは主に今回の補正に伴う「保険料等予備費」の「減」によるものです。

以上により、合計欄に記載のとおり歳入、歳出それぞれ、5億5,717万1,000円増額し、総額を2,490億9,138万9,000円とするものです。

「議案第7号」の説明は以上です。

次に、議案第8号「令和2年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」について説明いたします。説明資料の43ページをお開きください。

左側のグラフと表が一般会計についての記載ですが、歳入は市町村から共通経費として納付される「分担金及び負担金」が7億円余で、全体の約96%を占めています。

歳出は「民生費」が6億2,600万円余で、全体の約86%を占めています。

続いて44ページをお開きください。上の表が歳入、下の表が歳出です。

まず、「歳入」について、主なものを申し上げます。

第1款「分担金及び負担金」7億円余は、構成市町村からの共通経費負担金です。

第4款「繰越金」2,500万円余は前年度からの繰越金です。

続きまして、「歳出」ですが、

まず第1款「議会費」90万円余は、議員16名の報酬等です。

次に、第2款「総務費」8,900万円余は、派遣職員人件費のうち、事務局長、次長、総務課職員の人件費負担金等です。

次に、第3款「民生費」6億2,600万円余は、特別会計で執行する事業費に充てるための繰出金、派遣職員人件費のうち業務課職員、及び任期付職員の人件費等です。

以上により、合計欄に記載のとおり歳入、歳出の予算総額をそれぞれ7億2,704万5,000円とするものです。

「議案第8号」の説明は以上です。

次に、議案第9号「令和2年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」について説明いたします。説明資料の47ページをお開きください。

これは、特別会計の歳入歳出予算の概要です。中央のグラフは「歳入」、「歳出」の構成比率を表しています。

右側の歳出については、水色の部分の「保険給付費」が、2,361億400万円余で歳出全体の98.0%を占めています。

主な給付について説明いたします。右端の「保険給付費」の枠をご覧ください。「療養給付費」が2,252億5,300万円余です。主な内訳ですが、①療養の給付2,204億3,900万円余は、医療機関等へ支払う医療費等です。

②入院時食事・生活療養費26億1200万円余は、入院時の食事代や生活療養を受けた際に、標準負担額を超える部分を給付するものです。

④「療養費」22億200万円余は、補装具の作成や、柔道整復、はり・灸・あん摩・マッサージの施術などにかかる療養費です。

次に、「訪問看護療養費」7億6,800万円余は、在宅療養されている方が、指定訪問看護を受けた場合に支給するものです。

次に、「審査支払手数料」5億3,500万円余は、医療機関からのレセプトの内容審査にかかる費用です。

次に「高額療養費」84億3,400万円余は、ひと月の自己負担額が限度額を超えた場合に、超えた額を支給するものです。

次に「高額介護合算療養費」1億9,000万円余は、被保険者が1年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担額の合算が一定の限度額を超えた場合に支給するものです。

次に「葬祭費」9億2,300万円余は被保険者が死亡した場合に、葬祭の執行者に、1件あたり5万円を支給するものです。

次に、下の枠の「その他の支出」ですが、「特別高額医療費共同事業拠出金」8,300万円余は、レセプト1件あたり400万円を超えるような著しく高額な医療費の発生による財政リスクを緩和するための共同事業への拠出金です。

次に、「保健事業費」10億1,600万円余は、健康診査事業等を市町村に委託する費用です。

次に、「総務費」7億1,500万円余は、電算処理費用、医療費適正化推進事業にかかる費用等です。

次に、「諸支出金」3,800万円余は、被保険者の資格喪失に伴う保険料還付等に要する費用です。

次に、「予備費」29億2,100万円余は、年度途中における予算の不足や予定外の支出等に対応する際の財源とするものです。

続きまして、「歳入」ですが、グラフの左側をご覧ください。

上からオレンジ色、黄色の部分は、国の普通調整交付金及び国・県・市町村の定率負担金からなる公費負担で、全体の47.3%となっています。

緑色の部分は、現役世代からの支援金として支払基金から交付される交付金で全体の39.2%となっています。

そして、被保険者が負担する保険料等が8.7%、高額療養費に対する支援などその他が、4.8%となっています。

では、上から順に説明いたしますので、左端の列も併せてご覧ください。

まず、オレンジ色の部分は国の「普通調整交付金」210億200万円余は、広域連合間における被保険者の所得格差による財政の不均衡を調整するために国から交付されるものです。

次に、黄色の部分は国・県・市町村の定率負担である「療養給付費等負担金」は、被保険者の療養給付等にかかる費用について、国が557億7,700万円余を、県と市町村はそれぞれ185億9,200万余を負担するものです。

次に、緑色の部分は「支払基金交付金」943億3,900万円余は、現役世代からの支援金として、支払基金から交付されるものです。

次に、水色の部分は「保険料」158億4,900万円余は、被保険者が納める保険料です。

次に、青色の部分は「保険料の公費補てん」50億6,900万円余は、低所得者等の保険料軽減分及び特例軽減分を、県・市町村が負担する「保険基盤安定負担金」と、国が負担する「円滑運営臨時特例交付金」により補填するものです。

次に、ピンク色の部分は「高額医療費に対する支援」20億1,600万円余は、高額な医療費の発生による財政リスクを緩和する「高額医療費負担金」、及び著しく高額な医療費が発生した場合に交付される「特別高額医療費共同事業交付金」です。

次に、紫色の部分は「原発事故に係る財政支援」30億9,500万円余は、原発事故による被保険者の保険料の減免及び、窓口で支払う一部負担金の免除にかかる費用が国から補填されるものです。

次に、「繰越金」48億4,400万円余は、令和元年度からの繰越金で令和2年度・3年度の保険料上昇抑制財源等に充当するものです。

次に、うぐいす色の部分は「財政安定化基金交付金」は、療養給付費が見込みを上回って増加した場合等の財政リスクに備え、国、県、広域連合で3分の1ずつ拠出している基金

からの交付金で、存目計上するものです。

最後に、「その他の収入」16億9,900万円余は、健康診査事業に係る市町村負担金及び国補助金、長寿・健康増進事業等にかかる特別調整交付金、一般会計からの事務費等繰入金です。

以上によりまして、歳入歳出予算の総額を、ページ中央上部に記載のとおり、それぞれ2,408億7,998万9,000円とするものです。

各予算につきましては、適正に執行するとともに、効率的、効果的に事業を実施してまいります。議案第7号、第8号、第9号の説明は以上です。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

**議長（今村 裕君）** それでは、議案第7号ないし第9号の質疑を行います。

質疑をなさる方はございますか。

（「なし」の声あり）

**議長（今村 裕君）** 無いようですので、これより討論に入ります。

討論をされる方はございますか。

（「なし」の声あり）

**議長（今村 裕君）** 無いようですので、これより採決いたします。

議案第7号ないし第9号は、これを原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（今村 裕君）** ご異議なしと認めます。よって、議案第7号ないし第9号は、原案のとおり可決されました。

#### (14) 同意第1号の説明、採決

**議長（今村 裕君）** 次に、日程第18「同意第1号 福島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて」を議題といたします。

広域連合長より説明を求めます。広域連合長。

**広域連合長（木幡 浩君）** 同意第1号「福島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて」ご説明いたします。

広域連合議会議員から選出の渡辺 由紀雄 監査委員の任期満了により、現在空席となっております。

後任といたしまして渡辺 由紀雄 氏を適任と認め、選任を行うものであります。

よろしく審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

**議長（今村 裕君）** これより、「同意第1号 福島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて」を直ちに採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（今村 裕君）** ご異議なしと認めます。この件につきましては、地方自治法第292条で準用する同法第117条の規定によって除斥の必要がありますので、渡辺 由紀雄 君の

退席を求めます。

**【渡辺議員退席】**

**議長（今村 裕君）** これより採決を行います。同意第1号 渡辺 由紀雄 君の監査委員選任に同意することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（今村 裕君）** ご異議なしと認めます。よって、同意第1号 渡辺 由紀雄 君の監査委員選任に同意することに決しました。

ここで、渡辺 由紀雄 君の入室を認めます。

**【渡辺議員 入室し自席へ着席】**

**議長（今村 裕君）** 渡辺 由紀雄 君の監査委員選任は同意となりましたのでお知らせいたします。

**(15) 閉会及び閉議の宣告**

**議長（今村 裕君）** これで本日の日程は、全部終了いたしました。

以上で、会議を閉じ、令和2年第1回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

（午後2時52分）

-----